

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「指示第 48 号」という。）を発出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 48 号を一部改正する指示として、資料 3－2 の（案）により瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 51 号を発出するとともに、資料 3－4 の（案）により指示第 48 号の 6 に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領及び資料 3－6 の（案）により指示第 48 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行う。

1. 改正内容及び理由

（1）指示第 48 号の 4 の(1)に定める報告内容

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号（以下「指示第 50 号」という。）に基づき、遊漁者は、遊漁により太平洋くろまぐろを採捕しようとする際には、届出を行わなければならない、届出を行わず太平洋くろまぐろを採捕した場合は、指示第 50 号違反として裏付命令を発出することとしている。

指示第 48 号の 4 の(1)に基づき報告を行った採捕者が指示第 50 号の 2 の 1 に基づく届出者であることを確認するため、指示第 48 号の 4 の(1)に定める報告事項に、「届出番号」を新設する。

（2）指示第 48 号の項目番号の修正

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の項目番号を修正する。

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
二 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>1</u> 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 <u>(一)</u> 漁業者が漁業を営む場合 <u>(二)</u> 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 <u>(三)</u> 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合 <u>2</u> 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。 <u>3</u> 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 <u>4</u> 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 <u>5</u> 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。	<u>1</u> 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1)</u> 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 <u>ア</u> 漁業者が漁業を営む場合 <u>イ</u> 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 <u>ウ</u> 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合 <u>(2)</u> 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。 <u>(3)</u> 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 <u>(4)</u> 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 <u>(5)</u> 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。
<u>二</u> くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	<u>2</u> くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
<u>三</u> くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 <u>1</u> 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 <u>2</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 <u>3</u> 遊漁者は、<u>2</u>の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。	<u>3</u> くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 <u>(1)</u> 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 <u>(2)</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 <u>(3)</u> 遊漁者は、<u>(2)</u>の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
<u>四</u> 報告 <u>1</u> 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 <u>(一)</u> 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス <u>(二)</u> 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） <u>(三)</u> 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。） <u>(四)</u> 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 <u>(五)</u> 採捕した海域 <u>(六)</u> 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 <u>(七)</u> 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 <u>(八)</u> <u>届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</u> <u>2</u> <u>1</u>の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。	<u>4</u> 報告 <u>(1)</u> 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 <u>ア</u> 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス <u>イ</u> 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） <u>ウ</u> 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。） <u>エ</u> 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 <u>オ</u> 採捕した海域 <u>カ</u> 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 <u>キ</u> 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 <u>（新設）</u> <u>(2)</u> <u>(1)</u>の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。	5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。
六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。	6 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第51号）

- この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号（案）

改正

令和七年 十一月十四日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

（一） 漁業者が漁業を営む場合

（二） 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

（三） 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三| くらまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- 1| 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくらまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くらまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくらまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- 2| 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくらまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくらまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくらまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- 3| 遊漁者は、2|の公示により、くらまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくらまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くらまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四| 報告

- 1| 遊漁者は、瀬戸内海においてくらまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくらまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

(一)| 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二)| 採捕したくらまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

(三)| 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

(四)| 採捕したくらまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

(五)| 採捕した海域

(六)| 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

(七)| 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(八)| 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州|西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）

- 2| 1|の報告を行うに当たっては、採捕したくらまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五| 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

六| その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号）

1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の <u>六</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 令和7年3月4日策定 <u>令和7年11月14日一部改正</u>	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の <u>6</u> に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 令和7年3月4日策定
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号（以下「委員会指示」という。）の <u>六</u> に <u>基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定める</u> 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。	<u>瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号（以下「委員会指示」という。）の <u>6</u> に <u>基づく</u> 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。
1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法 委員会指示の <u>四の1</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を入力及び添付し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>四の1及び2</u> に定める事項を入力及び添付（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。	1. くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告方法 委員会指示の <u>4(1)</u> に定めるくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html）に設けた報告用ウェブサイト（以下「報告サイト」という。）に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。 (1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。 (2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力及び添付し報告する。 (3)電子メールによる送信 委員会指示の <u>4(1)及び2</u> に定める事項を入力及び添付（報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可）し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 ※★を@に置き換えること。
2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の <u>四の1の㉔</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。 (2)委員会指示の <u>四の1の㉓</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。 (3)委員会指示の <u>四の1の四</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。 (4)委員会指示の <u>四の1の五</u> に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。 <u>(5)委員会指示の四の1の(八)に定める届出番号は、太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第82号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第50号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。</u> <u>(6)委員会指示の四の2</u> に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。	2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の <u>4(1)イ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。 (2)委員会指示の <u>4(1)ウ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ（大型魚）の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。 (3)委員会指示の <u>4(1)エ</u> に定める採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記入するものとする。 (4)委員会指示の <u>4(1)オ</u> に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。 (新設) <u>(5)委員会指示の4(2)</u> に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。
3. 個人情報等の取扱いについて (略)	3. 個人情報等の取扱いについて (略)
4. 報告に対する問い合わせ (略)	4. 報告に対する問い合わせ (略)
別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日	別紙様式 採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿				瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿			
1 採捕実績の報告 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の四の1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。				1 採捕実績の報告 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号4(1)の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。			
届出番号				(新設)			
氏名				氏名			
住所				住所			
電話番号				電話番号			
電子メールアドレス				電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号				【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号				【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）（kg）	採捕した海域	陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）（kg）	採捕した海域
年 月 日	（ ）尾	（ ）kg		年 月 日	（ ）尾	（ ）kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長(うちリリースした尾さ長)（cm）（※2）	計量方法（※3）	くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）	陸揚げした場所（※1）	尾さ長(うちリリースした尾さ長)（cm）（※2）	計量方法（※3）	(新設)
	（ ）cm				（ ）cm		
※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。 ※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。 ※3 計量方法は以下から選択。 【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】 ※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。 【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】				※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名（港の名前等）を記載。 ※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。 ※3 計量方法は以下から選択。 【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】 (新設)			
添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。） ① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □ ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □				添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。） ① くろまぐろ（大型魚）にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □ ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □			
2 個人情報の取扱いに関する同意 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。				2 個人情報の取扱いに関する同意 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供される可能性があることに同意します。			

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年3月4日策定

令和7年 11 月 14 日一部改正

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の六に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の四の1に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の四の1及び2に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の四の1及び2に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の四の1の(二)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の四の1の(三)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の四の1の(四)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の四の1の(五)に定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の四の1の(八)に定める届出番号は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 82 号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の二の8に基づき交付される番号を記入するものとする。
- (6) 委員会指示の四の2に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の四の 1の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

<u>届出番号</u>			
氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶（プレジャーボート）を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数（うちリリースした尾数）	重量（うちリリースした重量）(kg)	採捕した海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所（※1）	尾さ長（うちリリースした尾さ長）(cm)（※2）	計量方法（※3）	<u>くろまぐろの採捕（釣り）の方法（※4）</u>
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名（港の名前等）を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他（具体的に記載）】

※4 くろまぐろの採捕（釣り）の方法は以下から選択。

【ルアー釣り、餌釣り、その他方法（具体的に記載）】

添付資料のチェック欄（□に✓を入れる。）

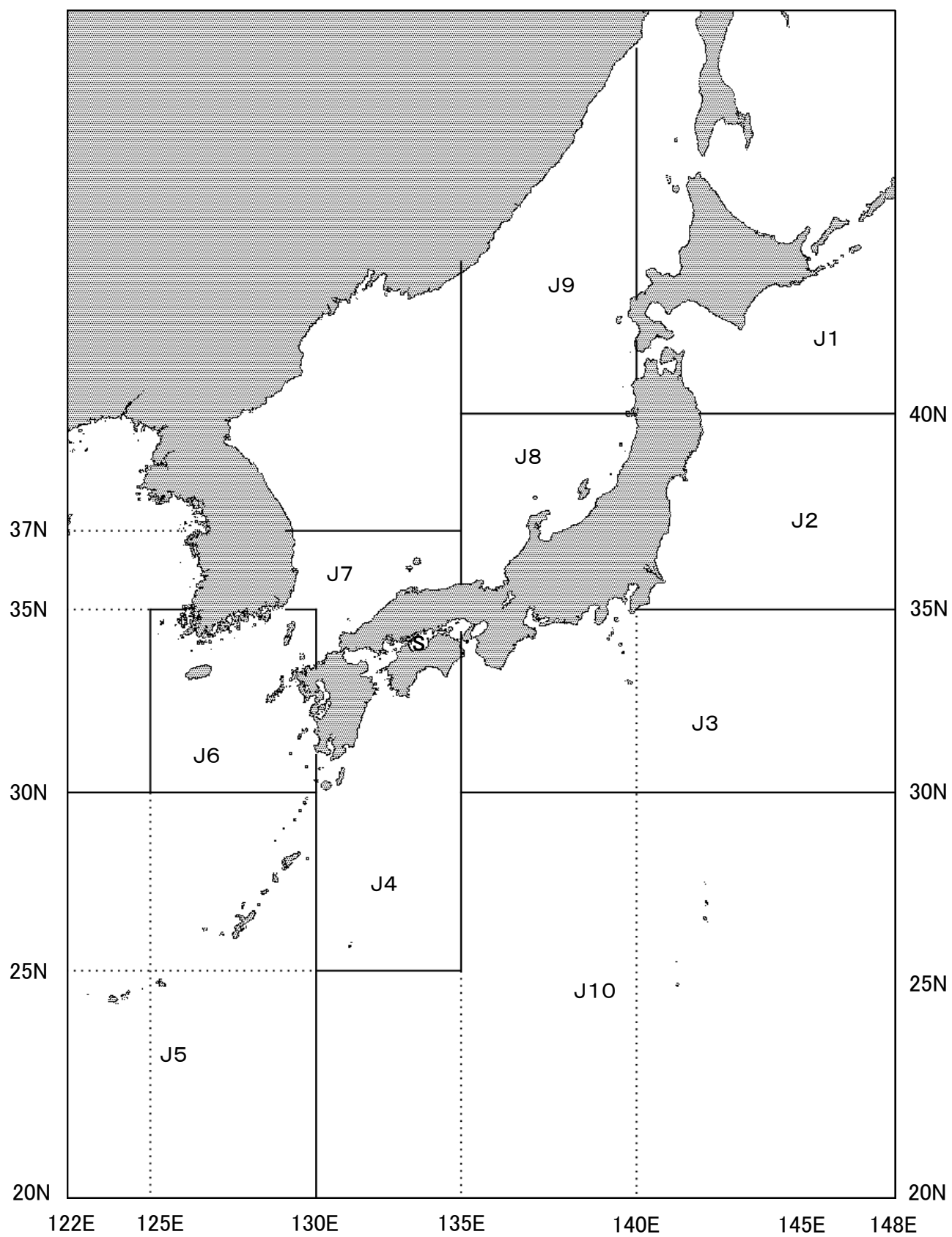
① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □

② 採捕した者の運転免許証の写し又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



瀬戸内海広域漁業調整委員会第48号の6に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の <u>六</u> に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和7年3月4日策定 <u>令和7年11月14日一部改正</u>	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号の <u>6</u> に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和7年3月4日策定
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「委員会指示」という。）の <u>六</u> に基づき、 <u>瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める</u> 委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。	<u>瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「委員会指示」という。）の <u>6</u> に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。
1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して <u>現地調査・指導等</u> を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として <u>会長</u> に報告する。 なお、漁業法（ <u>昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）</u> 第 157 条第 1 項に基づき、 <u>瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）</u> として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、 <u>会長</u> 一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。	1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して <u>調査・指導</u> を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として <u>瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）</u> に報告する。 なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、 <u>委員会</u> として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、 <u>会長（又は会長職務代理）</u> 一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。 <u>※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。</u>
2. 会長は、上記 1 の報告を受け、 <u>法</u> 第 121 条第 4 項で準用する <u>法</u> 第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（ <u>以下「裏付命令の申請」という。）</u> をする。 裏付命令の申請に係る手続は、 <u>会長</u> 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	2. 会長は、上記 1 の報告を受け、 <u>漁業法</u> 第 121 条第 4 項で準用する <u>同法</u> 第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（ <u>裏付命令の申請</u> ）をする。 裏付命令の申請に係る手続は、 <u>会長（又は会長職務代理）</u> 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 3 月 4 日

令和 7 年 11 月 14 日一部改正

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「委員会指示」という。）の六に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。